



Title	宮脇淳教授の経歴と業績
Author(s)	村上, 裕一
Citation	北大法学論集, 72(6), 283-309
Issue Date	2022-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/84640
Type	bulletin (other)
File Information	lawreview_72_6_11_Murakami.pdf



[Instructions for use](#)

宮脇淳教授の経歴と業績

村 上 裕 一

1. はじめに

北海道大学法学部で長年、行財政論の講義・演習を担当された宮脇淳先生が、2022年3月末日をもって定年退職される。私は2014年4月の北大赴任以来、先生と同じ政治学講座で教育・研究に携わっているが、実は、先生のお名前はそれ以前からよく存じ上げていた。それは、現代日本の地方分権改革を方向付けたと言ってもよい地方分権改革推進委員会(「丹羽委員会」)の事務局長として、また、2度に渡って務められた北大公共政策大学院の院長として、さらには、法学部の教員としては異色の、財政投融资(財投)や地方行財政改革、地域・行財政運営の教育・研究者として。そのこともあって、私が北大に赴任して初めて先生とお目に掛かったときの気持ちには忘れがたいものがあり、今はそれを懐かしく思い出しながら、この文章を書いている。

このように、先生と私とのお付き合いは約8年間に過ぎず、こうした文章をまとめるのに適任ではないのかもしれないが、私にとって先生との思い出は大変深く、そういう意味で、ぜひとも書かせていただきたかった次第である。

先生との数ある思い出の中で最も印象深いのは、先生との共同研究「人口問題に対して頑強で持続可能なローカルガバナンスに関する行財政論的研究」(2016～2018年度、科学研究費補助金)である。このプロジェクトは、北海道——将来日本の人口減少という課題の先進地であり、今まさに対処を迫られている——を主たるフィールドとして、まちおこし・地方創生や既存インフラの整理統合・縮小等、様々な戦略展開を調査・研究の上、人口問題に頑強で持続可能な地方行財政のあるべき姿を描くことを目的としたものである¹。

¹ KAKEN ホームページ (<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT->

人口減少問題に対して採り得る戦略は、大きく、人口減少に歯止めをかけ人口増加を図るための積極戦略か、人口減少を受け入れ効率的・効果的な社会システムを再構築するための適応（もしくは調整）戦略かのどちらかである。実は私は、先生も主導者のお1人であった日本の地方分権改革の強硬な方針から、この研究プロジェクトでも先生は、人口減少にあえぐ地方自治体にとってかなりシビアな適応戦略の推進を強く訴えられると思っていた。しかしながら先生は実際のところ、道内外で多種多様な実態とそれに応じた戦略の実現可能性を冷静に踏まえつつ、極めてバランスの取れた解を導き出された。それは、人口減少問題に持続的に対処していくべく、関係者の合意形成と真っ当なガバナンスを展開するというもので、地方行財政に寄り添いつつ、現状と将来を直視しながら、物事を着実に前進させる提言だったとも言える。さらに私は、先生が道内外でそれを精力的に社会実装される姿も目の当たりにし、実務と理論を架橋するキャリアを歩まれた先生のなせる業かと感銘を受けたものである。ここから私は、行政学者として、また大学人として、真摯に社会と向き合う姿勢を学んだ。これまで必ずしも地方行財政を専門としてこなかった私にとって、この経験を糧に今後の教育・研究に取り組むことができるとすれば、先生と北大で一緒させていただいたことはこの上ない幸運だったと言えよう。

先生とは、2005年に専門職大学院として設けられた北大公共政策大学院（HOPS：Hokkaido University Public Policy School）における教育・研究についても、その経緯や将来像を含めて色々と話をさせていただいた。先生はその立ち上げに多大なご尽力をされるとともに、2005年4月から2年間、HOPSの初代院長を務められ、さらに2011年4月から2年間、HOPS院長に再任された。先生は、HOPS創設10周年を記念して企画された歴代院長との座談会で²、実務家と研究者、文系と理系が混成した新組織を立ち上げることはそれまでに例がなく、かなり大変なことだと当初は思ったが、公共政策を教育・研究する上でそうした混成や融合は必然だという思いがあり、互いの壁を取り除いて新しい

16K03458/）を参照。

² 宮脇淳・佐々木隆生・中村研一・山崎幹根・石井吉春（2016）「座談会 公共政策大学院の現状と未来：北海道大学公共政策大学院10周年記念 歴代院長座談会」北海道大学公共政策学研究センター〔監修〕、西村淳〔編〕『公共政策学の将来：理論と実践の架橋をめざして』北海道大学出版会、307～335頁。

ものを創造するべく検討することは非常に魅力的だった、と述べておられる。

北大で2003年5月頃から始まったというHOPS設置の検討は、1990年代以降の大学院重点化や、2004年の法科大学院創設と国立大学法人化といった一連の大学改革の流れの中に位置付けられるものである。時期的には、日本社会の「右肩上がり」の時代が終焉を迎え、利益配分——すでに形成された既得権の構図は維持しつつ、新しく配分される予算や政策についてのみそのあり方を議論する増分主義（インクリメンタリズム）——が難しくなり、中央省庁等再編など行財政の機能と組織をめぐって改革が進むまさに「混沌」の中でのことである。この時代への適応とそのための改革を訴える先生の場合は、HOPSの立ち上げにも大いに息づいていたと言える。私も、先生と一緒にHOPSで教育・研究に携わる中で、理想と現実の距離に戸惑いがないわけではないが、上記のHOPS立ち上げ当時の理念や思想を伺うたびに、何か打てる手はないかと「創造的に」ものを考えるエネルギーをいただいた。

当時は現在ほど認知も体系化もされていなかった公共政策学という学問領域も、先生が予言された通り、「(専門性を) 広く活用していくための (中略) 最も基本的なソフトウェアである「オペレーティング・システム (OS)」」として進化してきている³。公共政策において、文理を融合させて物事を選び好みせず見るという洞察力や、現状を変えるに当たって叩かれてもへこまないという実践力が重要だということも、私は先生から学んだ。HOPSの運営についてはこれからも試行錯誤が続くが、今後も折に触れて叱咤激励をいただければ幸いと思う。

それでは、先生のご経歴と教育・研究活動を振り返ってみよう。

2. 経 歴

(1) 実務のご経験

宮脇先生は、1956（昭和31）年10月に東京都でお生まれになり、1979年3月（22歳）に日本大学法学部管理行政学科をご卒業後、直ちに参議院事務局委員部参事に就かれた。その後、1982年9月（25歳）から約半年間、参議院予算委員会調査室調査員を務められた後、1985年3月（28歳）まで経済企画庁物価局物価

³ 宮脇ほか・前掲注（2）座談会記事、315～316頁。

調査課への出向を経て、1990年3月(33歳)まで参議院予算委員会調査室調査員を再び務められた。先生はこれらを同じ役所勤めと説明されるかもしれないが、長期の経済計画の策定、各省庁間の経済政策の調整、内外の経済動向に関する調査・分析などを所掌した、当時「花形」とも言うべき経企庁(2001年の中央省庁等再編で内閣府・経済財政諮問会議に承継)において、マクロ経済分析の面白さと魅力を若き日の先生は身をもって体感されたに違いない。

その後、先生は1990年4月に、シンクタンクである株式会社日本総合研究所調査部の副主任研究員に就任され、1991年4月(34歳)には主任研究員に昇任された。先生はこの頃のことについて、「それまで法律職だったのが、辞令をもらったその日から「エコノミスト」になりました(中略)。職場で最初に課せられたトレーニングが膨大な統計のデータを読むことでした。データは項目軸が全部消されていて数字と時系列だけ並んでいるというもので、それで統計の内容や特性を分析する。これを2カ月ほどやって観察する力を鍛えるのです」と回顧されている⁴。先生が北大法学部やHOPSでの教育・研究において洞察力と実践力の重要性を説得的に伝え続けておられるのは、先生のこのようなご経験に基づくものと思われる。なお、先生はこの間の1992年4月から1993年3月まで、社団法人ニュービジネス協議会にて客員研究員も務められた。

(2) 北大への赴任

さて、宮脇先生はその後1996年4月(39歳)に、北大法学部にいわゆる社会人教授として着任される。後述する通り、この時に重要な選考材料となった業績は先生の財投研究、とりわけ1995年に刊行されたご著書『財政投融资の改革：公的金融肥大化の実態』だったと伺っている。北大法学部では当時、先進的な取り組みとして、任期2年の実務家教員が担当する特殊講義を開講していた。先生は、行財政と金融を両睨みしつつそれらの連動性を鋭く分析された上記のご業績から、1997年度に「特殊講義：税財政論(2単位)」を担当されることとなった。先生はこの時の北大着任に伴ってご家族と一緒に札幌へ移られ、その優れた生活環境、なかんずく子育て環境に魅了され、後に何度もそれを再認識されたそうである。

その後、先生はいわゆる社会人教授としての任期を終え、1998年4月(41歳)

⁴ 宮脇ほか・前掲注(2)座談会記事、319頁。

には株式会社日本総合研究所主席研究員に就かれるが、半年後の同年10月には、請われて教授として北大法学部へ戻られることになった（2000年4月から2005年3月までは大学院法学研究科教授）。以後、先生ご担当の特殊講義は「行財政構造論」、「税財政構造論」と名称を変え、2004年度に改正された新カリキュラムの下で、現在の「行財政論」となった。先生は、北大という場でこうして教育・研究に携わる中で、学生たちと向き合い「人を育てる」ということや新しい研究テーマに自由に取り組むということに、大きなやりがいをお感じになったという。なお、先生は2001年4月（44歳）から2002年3月まで、参議院行政監視委員会調査室客員調査員も務められた。

(3) 公共政策大学院にて

前述の通り、北大では2003年5月頃からHOPS設置の検討が始まり、2005年4月にHOPSが立ち上げられた。先生はHOPS立ち上げと同時に（49歳）大学院公共政策学連携研究部教授へと配置換えになり、HOPS初代院長（同連携研究部・教育部長）に就任された。文理融合や部局間連携も実際のところは「言うは易く、行うは難し」で、研究費等の予算繰りや教室等場所の確保、実務経験者を学生として受け入れる「開かれた専門職大学院」や連携研究部の位置付けなどを巡って、その新しい制度を運用しながら、参加部局との調整に奔走された。

そして、院長の任期満了直後の2007年4月（50歳）、請われて内閣府参与・地方分権改革推進委員会事務局長を兼務されることとなった。同職での活動については、後述するご著書『創造的政策としての地方分権』に詳しいが、伺ったところでは、この間、先生は札幌から東京へ単身赴任し、国の重要政策に係る「官邸会議」の事務局長として、委員と共に政治的にも緊張感ある折衝・実務に携わりながら、北大で割り当てられた講義日にはその都度、札幌に帰って負担をこなすというハードな生活をされていたそうである。その先生も、麻生政権から鳩山政権への移行期、地方分権改革推進委員会設置期間の満了に伴って同職を退かれると、2011年4月（54歳）から2013年3月まで、HOPS院長を再び務められた。先生はこの時にも、いわゆる座学や「理論」の先にある応用力というものをHOPS生に習得させることの重要性を強く感じられた。そのことから、先生が今に至るまで持ち続けていらっしゃるの、分野や部局の縦割りの弊害を乗り越えつつ、HOPSが何らかの公共政策学教育・研究プログラ

ムを提供できないかという問題意識である。その後、HOPS での教育にも携われながら大学院法学研究科に籍を置かれた時期（2014年4月から2017年3月まで）を経て、2017年4月（60歳）に大学院公共政策学連携研究部教授に再度配置換えとなり、2022年3月（65歳）に定年を迎えられることとなった。

3. 教 育

(1) 全学教育科目

宮脇先生は、北大全学教育でフレッシュマン・セミナー（社会の認識、論文指導）を担当された。この授業は、大学に入学して間もない学生に民主主義への向き合い方を伝えようとするものである。すなわち、複雑な現代社会では、まず社会に潜む課題を見つけ出すことが求められる。そして、その課題解決に向けて情報を共有し議論することが民主主義において極めて重要であり、それこそが社会が進化するための基本原理である。そこで先生が強調されたのは、その課題解決を主観的にではなく科学的に捉えるということである。このセミナーでは、自ら課題を発見し体系的な課題解決に向けた政策を科学的な方法で展開する姿勢を指導された。こうした問題解決の科学的思考や論文の組み立て方は普段の生活も含めあらゆる場面で応用可能であり、まさに公共政策の OS の一端を初学者に習得させるものになっている。高校を卒業して間もない学生に民主主義といった大きなテーマを無駄なく伝えることは容易ではないが、先生は、政策を「科学」することの意味についての基本を理解すること、現代の社会が抱える課題を自ら発掘し考える基本を理解すること、認識した課題を論文としてまとめる基礎力を形成することをポイントに掲げ、学生がしっかりとした礎を築くためのしなやかな指導をされた。

なお、2015年度に政治学講座の教員がオムニバス形式で開講した政治学入門で、先生は「安倍政権の経済政策とは何か（政治と経済・金融の関係を考える）」と「地方創生政策に必要な視点とは何か（地方と国の政治はどのような関係にあるか）」について講義された。

(2) 法学部・研究科専門科目

宮脇先生は法学部において、演習のほか、行財政論（大学院法学研究科の行政マネジメントと合併）の講義を担当され、そこでは行財政関係を柱とし

つ公共政策の基礎を指導された。前述の通り、本講義は先生が最初に北大に赴任された際、1997年度に「特殊講義：税財政論（2単位）」としてスタートし、「特殊講義：行財政構造論（2単位）」（1998～2000年度）、「特殊講義Ⅷ：税財政構造論（2単位）」（2001～2002年度）、「特殊講義Ⅲ：税財政構造論（4単位）」（2003年度）を経て、2004年度から現在の科目名になったという経緯がある。本講義は、3・4年次の学生を対象とした後期の講義であることを考慮し、それまでに学んできた法学・政治学の知識を活用し、官民を問わず社会の大きな構造変化を適切に把握し、そこで生じる課題に対応する政策思考力を習得させるものとなっている。2年次以上の学生対象の地方自治論や、主として公行政の制度・組織・活動を扱う3年次以上の学生対象の行政学に比べると、同講義は視野が広く、また、学部卒業後のキャリアも見据えた教育方針が示されている。

同講義は、行財政学・政策学の基礎を法制度のみならず財政・経済・金融の視点も結びつけることで多面的に捉え、基礎知識を体系化することから始まる。その上で、大きな構造変化に直面している日本社会の諸政策を考えるに当たっての知識の応用力を、観察・分析・仮説設定・検証という政策思考の基本プロセスに沿って養うものである。これはまさに先生が重要とされる、経済社会問題を「科学」化する思考力である。同講義は、具体的事例を紹介しつつ基礎知識、事例応用、政策思考応用の3部から構成され、履修者全体の理解度と目標達成度に配慮した講義で、多くの学生からの好評を博した。

ここでは、エビデンスに基づき体系的に政策を考えることができる能力、観察・分析・仮説設定等のプロセスを常に意識し思考することができる能力として、「政策科学」という概念が提示されている。その上で、資源配分を巡る政治と市場の関係、国と地方の行財政制度と機能、財政法の基本原則・財政情報の質的転換、民間化・パートナーシップの諸相と課題、構造的対立と創造的政策の意義などが講じられ、授業の内容は極めて多岐に渡る。さらに、近年のデジタル化やAIの社会実装、様々な分野での民間化など、国と地方の行財政における新たな流れが紹介・検証された。同講義の受講者には国や地方の公務員に就いた卒業生も少なくなく、社会インフラ整備、公共サービス、金融、シンクタンクなど民間部門に就職した卒業生も含め、今でも先生との交流が続いていると伺っている。

なお、先生は法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）において政策分析の講義も担当された。

(3) 公共政策大学院科目

宮脇先生は、公共政策大学院において、公共政策学のほか政策評価論、交渉合意形成論、リーダーシップ論を担当された。ここでは、HOPS の前提科目でほぼすべての1年次の学生がHOPS入・進学直後に受講し、以後の学修の基礎となっている公共政策学について紹介したい。

同講義でも、公共政策を科学する基礎力と公共政策に関する体系的な思考力、自ら公共政策の問題点を発掘する観察力と分析力の習得が目標に掲げられている⁵。HOPSで講じられる法政策、経済政策、技術政策などを応用領域と位置付けた上で、同講義が対象とするのはそれらに共通する基礎、あるいはいわゆるOSとしての公共政策学である。公共政策について主観的・感覚的にではなく科学的・体系的に捉え思考することができるよう、同講義を通して学生は観察、分析、仮説設定、検証の基本プロセスを意識しつつ、異分野間で政策を比較・検証できる力と応用力を習得し、応用領域の学修へと順次、歩を進めるようになっている。

近年の「エビデンスに基づく政策立案(EBPM: Evidence-Based Policy Making)」に関するご論考を含め、こうしたことの重要性を先生が講じられたのは、実務において公共政策がいかに主観的に、非科学的に展開されがちかをよくご存じであったからだろう⁶。公共政策に向き合う際の先入観や固定的な価値観を取り除き、他分野や過去の経験との比較を通して公共政策を客観的に捉えることの重要性を、社会人学生を含め多くの学生が同講義を通して認識したに違いない。先生は学生に、事前に提示された授業内容について、教科書の該当箇所の予習と関連情報の事前確認を求め、統計等も参照しながら積極的に経済社会の問題とその背景を観察・分析するよう指導された。また、授業の進捗に合わせて分析や体系的政策思考を繰り返し当てはめ、復習を積み重ねることの重要性も説かれた。HOPS生にとってハードルの高い授業だったに違いない

⁵ 宮脇淳(2011)『政策を創る!考える力を身につける!「政策思考力」基礎講座』ぎょうせい、 「政策苦悩や政策批判の実態を克服し、政治、行政、国民も含め、政策創造とそれを背景とした政策交渉を展開する力の形成を目指す」とする。

⁶ 宮脇淳(2017)「自治体経営の進化とリスク(第1章)」宮脇淳編著『自治体経営リスクと政策再生』東洋経済新報社、1～41頁は、観察力、分析力、直観力と創造力が自治体経営を支える基礎力だとする。

が、将来公共政策のプロフェッショナルになる多くの学生が同講義により以後の学修の基盤となる基礎能力を獲得し、それにより充実したリサーチペーパーを書き上げて、札幌キャンパスを巣立っていったのである。

なお、この間、宮脇先生は、名古屋大学(1997年4月～1998年3月)、同志社大学(1999年4月～2004年3月)、札幌学院大学(2003年4月～2005年3月)、横浜市立大学(2007年4月～2009年3月)にて、非常勤講師を務められた。

先生のこうした教育活動に関連して、HOPSのFD(教員の授業参観)で先生の公共政策学講義を取り上げさせていただいたことがある。同僚教員からは、授業の内容について、学生が取っつきやすい北海道などの具体的な事例を採り上げ、基本的なファクトやデータの収集・分析手法を習得しながら、公共政策の基礎理論、さらにはその基本哲学をも学ぶことができ、学問的でありながら実践的な、ミクロ・マクロの視点を併せ持った、完成度の極めて高い授業で、今後HOPSや実社会で公共政策の学習や研究、実務に携わる学生に十分な配慮がなされた授業で大変参考になったとのコメントがあった。授業の方法については、ゆっくりと丁寧で、無駄のない説明が聞き取りやすく、安心感が得られた、予習・講義・自習(実習)・補講といくつかの段階を踏んだ授業構成により、一方的でなく、学生が理解を深められる工夫がなされていたとのコメントが寄せられた。

4. 研 究

宮脇先生は、後述する通り極めて多くの研究業績を上げられた。ここでは、紙幅の都合もあり、全体を俯瞰した結果として大きく3つのテーマに絞って紹介する。すなわち、先生が北大に赴任された際の財投研究、政府の地方分権改革推進委員会事務局長を務められた際の地方分権改革研究、そして、その後2度目のHOPS院長を務められるなどする中で取り組まれた、国・地方の行財政改革・運営研究について、その一端をお伝えしたい。

(1) 財政投融资

宮脇先生が北大に着任されるに当たり、1995年刊行のご著書『財政投融资の改革：公的金融肥大化の実態』は、当時のファカルティ・メンバーに強烈な印

象をもって受け止められたと伺っている。「郵便貯金・年金資金など国民から預かった有償資金を、政府系金融機関（住宅金融公庫、中小企業金融公庫等）・事業団（日本道路公団、本州・四国連絡橋公団等）をはじめとする特殊法人を中心とした57の対象機関（特殊法人を含む）を通じて、政策金融や社会資本の整備事業等に活用する制度」である財投は⁷、同書によれば1994年度末の資金運用累積が総額417兆97億円に達し、当時の都市銀行全体の預金残高（285兆円）、アメリカの上位10銀行の預金残高（80兆円）などと比べても規模が桁違いに大きい「世界最大の金融機関」だと見ることができる⁸。また、国民の租税負担を抑制しつつ、「政策的な必要性があるものの民間では対応が困難な長期・低利の資金供給や、大規模・超長期プロジェクトの実施を可能」にしたという意味において⁹、我が国の「経済成長のための偉大な牽引システム」でもあった。

とはいえ、行財政と金融の狭間で、「財政需要の拡大による肥大化、不良債権等の処理、運用適正化の努力、財政需要の拡大による肥大化」のループを繰り返してきた財投は¹⁰、2001年に資金運用部の廃止と郵便貯金・簡易保険・公的年金積立金の預託義務廃止という大改革を経験することになる。それに先んじて発表された本格的な財投研究としての同書は、まさにその後の大改革を予告、もしくはその大改革の端緒を作り参照されたと言ってもよい。同書を読み進めるにつれ、財投が、後に改革・民営化の大鉈が振るわれることになる特殊法人とも極めて深い関係にあったことに気付かされることになる。同書は、郵便貯金や政府系金融機関・事業団等の合理化・民営化などが——世間の高い注目度ゆえに——断片的にしか検討されてこなかった既往の財投研究に対し、それを個別問題に分割・矮小化することなく、諸制度の束としてこれを総合的に捉えようという野心的かつ壮大な研究だった。行財政と金融のインターフェイスとしての財投の、日本の急速な経済発展への貢献と近年のその制度疲労は、

⁷ 宮脇淳（1997）「特殊法人と財政投融資：エイジェンシー制度とビッグ・バン」『ジュリスト（No.1109）』、25頁。

⁸ 宮脇淳（1995）『財政投融資の改革：公的金融肥大化の実態』東洋経済新報社、10～13頁。

⁹ 財務省ホームページ（<https://www.mof.go.jp/policy/filp/index.html>）の説明を一部改変。

¹⁰ 宮脇淳（2000）「財政投融資改革が財政運営、政策展開に与える影響」『ジュリスト（No.1180）』、50頁。

日本経済・行財政史の光と影、そして日本という国家のカタチの来し方・行く末を最も象徴するものの1つであり、極めて魅力的で興味をそそられる研究テーマだと言えるだろう。

戦後日本の経済発展は、政治・官僚・財界が一体となった「鉄のトライアングル」、政府が護送船団の舵取り役を果たす、縦割り組織・規制・補助金の「行政のトライアングル」、そして、国の財政・地方財政・財投の「財政のトライアングル」によって実現したと言ってよい。それが次第に既得権益化し、その体質が日本経済のさらなる成長の足枷になった。中でも「財政のトライアングル」では、戦後の日本財政が、持続的な「右肩上がり」の経済成長の中で、負担を国の一般会計から地方財政や財投へと転嫁することにより肥大化し続けるという事態に至った。しかし、その後の経済の成熟、さらには日本経済の「右肩下がり」化の中で、国や地方の財政からはみ出した財政需要を受け止め財政のやりくりを飲み込んできた財投が徐々に余力を失い、結果として日本財政のシステム全体が大きな壁に直面することとなったのである。同書は、1872年創設の準備金制度以来の財投の仕組みを説明した上で、それが余力を失っていった経緯を、財投の入口（原資）、中間（資金運用部）、出口（運用）の3つの観点から詳述する。

同書が財投の基本的・構造的問題点として整理するのは、①経済の成熟化・金融自由化に伴う郵便貯金・年金資金等原資制約の強まりと、それによる余裕資金の減少、民間資金依存の高まり、②金融自由化に伴う財投制度内における資金の流れの不安定化と、人為的イールドカーブ（債券の利回り（金利）と償還期間との相関性を示したグラフ）維持の困難化、③性格の異なる資金の総合運用、資金の超長期運用に内在するリスクの顕在化、④運用面での実物資本形成に向けた運用効率の低下、⑤資金運用事業の累積赤字化、⑥一般財政へのやりくり的運用の拡大とその固定化、⑦資金配分に対する非市場性原理の優先、⑧規模の肥大化と財投維持コストの拡大、⑨制度のブラック・ボックス化と利害関係の多様化・複雑化、⑩財投へのチェック機能の不存在である¹¹。財投は、経済の成熟化や超高齢社会の到来、金融自由化の進展で原資の流入構造や資金の性質が変化して発生した財投制度全体のコストや金利・信用両面のリスクを、一般会計や特別会計からの補填、あるいは、赤字の見えづらい先送りで抱えて

¹¹ 宮脇・前掲注（8）書、179～180頁。

きた。こうした分析結果を踏まえ、先生が同書で財投改革案として示したのは、①市場原理の導入、②運用対象範囲の限定、③財投対象機関の整理・合理化、④保証業務・利子補給制度への移行、⑤社会資本整備、効率性検証の厳格化、⑥金融市場への運用の拡充、⑦ディスクロージャの充実、⑧会計処理方法の改善といった点である¹²。

例えば、「入口の郵便貯金や年金については、制度の本来の趣旨に立ち返り、金融的な自主運用を実現すると同時に、出口の各機関についても債券発行等による自己資金調達を主体とする制度に切り替えていく必要がある」との先生の提言は¹³、自動的・受動的に資金が集まる仕組みから、必要資金を必要量だけ能動的に債券を発行して市場から調達する仕組みへと移行し、かつ、財政規律もある程度確保しやすくなった新制度へと¹⁴、ほぼそのまま反映されたと言ってよいだろう。

(2) 地方分権改革

宮脇先生が政府の地方分権改革推進委員会事務局長を務められた直後の2010年に刊行されたご著書『創造的政策としての地方分権：第二次分権改革と持続的発展』は、2000年の地方分権改革推進法成立以降の第2次地方分権改革の中で、国の出先機関の統廃合、地方への義務付け・枠付けの見直しを勧告してきた「丹羽委員会」の活動、及び、政治・政権との——時に生々しい——関係性を活写するものとして、資料的価値も極めて高い。先生曰く¹⁵、「安倍内閣の塩崎恭久官房長官、菅義偉総務大臣の下で地方分権改革推進委員会創設に向けた作業から関わり、政治任命の民間人として改革推進委事務局長を務めた。そして、政治任命の民間人としての立場に区切りをつけるため政権交代の2009年9月16日午前に麻生内閣佐藤勉総務大臣に辞表を提出、約2カ月を経た第4次勧告と同じ日の11月9日に正式に辞任が認められた。(中略)整理してきた改革推進委が抱えた問題点は、事務局長を務めた自分自身への批判的検証でもある」。

¹² 宮脇・前掲注(8)書、181～185頁。

¹³ 宮脇・前掲注(7)論文、27～28頁。

¹⁴ 宮脇・前掲注(10)論文、46頁。

¹⁵ 宮脇淳(2010)『創造的政策としての地方分権：第二次分権改革と持続的発展』岩波書店、245頁。

日本では明治維新以降、標準化（様々な利害関係間の調整を効率的に行い、全体として一貫した目的に到達するための規格づくり）と階層化（機能とそれに伴う責任を特定の層ごとに分割すること）を柱とした中央集権型支配が継続してきた。それを克服するべく、日本の憲政史上初めて衆参両院で地方分権の推進に関する決議が採択されたのは1993年6月のことであり、これを契機に始まった戦後初の本格的な分権の取り組みである第1次地方分権改革は、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等を図る2004年4月施行の地方分権一括法と地方自治法改正に結実した。とはいえ、第1次改革では税財政をはじめとする各論的個別事項において対立が深刻化し、問題を先送りせざるを得なかった部分があり、対立構造の中に置かれた地方分権改革と道州制改革との膠着状態もあって、閉塞感が漂っていた。そうした中でその後続いた第2次改革、さらにはそれを経て民主党政権の地域主権改革へと移行していく中で、先生は地方分権改革の原点を明確化しそれに立ち戻って共有すべきと、強い説得力をもって同書で訴えたのである。それは、①新しい国の姿たる価値体系とそれを支える新たなガバナンス構造による「創造的政策」の形成と展開、②新しい価値体系としての「持続的発展」の重要性、③持続的発展を実現するための地域の公共空間に対する「下からの民主主義、下からの公共性」の確立、④情報の非対称性が生み出す、隠れた情報、隠れた行為を可能な限り排除し、受益と負担を接近させて地域自らが内生的に「積極的自由」を求めていく体力の形成、である¹⁶。

同書タイトルにある「持続的発展」といった表現からは、人口減少地域においても調整戦略を展開すべきとの主張が窺われるが、先生はそれと同時に「下からの民主主義、下からの公共性」や「受益と負担を接近させた上での内生的な積極的自由」などと地域に寄り添うテーマも掲げており、各地の民主的な決定によってはそこでの積極戦略の展開へも大いに期待を寄せておられることが分かる。と同時に、財投研究の時と同じく、「右肩上がり」を前提とした既得権益体質の——したがって真の意味の民主主義が損なわれた——国家構造から脱却すべきという思いが、ここにも滲み出る形となっている。1970年代頃までの福祉国家（大きな政府）化の後に続く新自由主義（小さな政府）論の台頭の中で、競争原理、成果主義、権限移譲を柱とする行財政改革は戦後日本にとって

¹⁶ 宮脇・前掲注（15）書、245頁。

大きな転機となったが、市場機能を重視するあまり、真の民主主義の視点の強化を怠ってきたと先生は警鐘を鳴らす¹⁷。

財投という行財政・金融論の核心と呼べるところから出発された先生が、「丹羽委員会」を経て、最終的に地方分権による真の民主主義の実現というテーマに行き着かれたことには、北大という環境も多少作用しているかもしれない。そこで先生が提案されるのは分権的福祉政策への進化であり、ナショナル・ミニマム重視（全国どこでも「中央政府の視点」から必要と判断する最低限の水準を達成すること）からシビル・ミニマム重視（全国どこでも「地域の視点」から必要と判断する最低限の水準を達成すること）への政策展開である。そこで先生が提言するのは、①企業、住民、NPO など民間によって担われる公共性（「開かれた公共性」）を、市場だけでなく、市民、議会などの「下からの民主主義」の視点で評価し、修正すべき場合は修正できる民主主義によるガバナンスの機能強化、②地方自らがシビル・ミニマムを達成し、創造的政策を追求できる積極的自由、自らの地域として理想を追求することを妨げられず、自ら守り作り上げる権利、地方が相互に連携し合い、相互の応答責任を果たす関係性の確保、③各地域の違い、個性による差異を認め合う、公平な分権社会の構築である¹⁸。

財投とも関連して、先生は「地域の資金を中央に集め地域に還流させる大循環の構図から、地域にある資金は地域で活用する小循環の構図が求められる」とすでに唱えられていた¹⁹。2014年からの地方創生のきっかけとなった、地方での急激な人口減少と消滅可能性が叫ばれる今となってはまさに慧眼であり、私たちは知恵を絞ることが求められている。

(3) 行財政改革・運営

先生はその後も精力的に多くの研究成果を発表され、その社会実装もされてきたが、それらをあえてまとめるならば、行財政改革・運営に関する多面的なご研究と整理できよう。先生は財投とも関係の極めて深い論点として、①政府や市場の失敗を踏まえた、官・民それぞれが担うべき役割の割り振り、②「右肩上がり」前提のため「疲労」した制度の再設計と運用に対する民主的統制、

¹⁷ 宮脇・前掲注（15）書、246～247頁。

¹⁸ 宮脇・前掲注（15）書、247～249頁。

¹⁹ 宮脇・前掲注（10）論文、51頁。

③統一化、画一化、ナショナル・ミニマムを第一義とする国の行財政に地方が依存する中央集権から地方分権への方向転換、といったテーマを現場にも入って検討された²⁰。もしかするとこれは、先生自らも推進の一翼を担われた1990年代から2000年代にかけての行財政改革の、先生なりのフォローアップだったのかもしれない。確かに戦後最大のあの行財政改革は大いに痛みを伴い、弊害も少なくなかった。そこに地方などでの人口減少や何度かの経済ショックや大きな自然災害があり、問題はより深刻化した。2000年頃までの行財政改革をどう評価するかについては、2000年代後半以降の政権交代を含む政治・行政の動きの中で、たびたび議論の俎上に上がることとなったのである。

そうした中で、先生は2016年12月15日の北大政治学研究会で「地方行財政リスクと政策検証」と題する研究報告をされ、地方行財政が、国際的な市場との繋がり、情報の分散と複雑化、官民関係の多元化という大きな環境変化に晒されていることを明快に指摘された。それも含め、1990年代の行財政改革は我が国のリスク分散構造にメスを入れたと言えるが、それまでの「慣性」に逆れない部分には、ある程度の「政府保証」が残存することとなった。

先生は、官民連携における自治体の損失補償契約に着目し、(暗黙の)政府保証の中で、官民間にリスク情報の非対称性と責任回避の行動原理が見られることを問題点として指摘された。例えば、官民連携の契約書(とりわけ協議条項)においてリスク分散・責任分担に関する文言が不明確あるいは欠落していたために、結局、官(自治体)が予期せぬ債務を負わされることがあった²¹。また、先生は、行財政改革後の諸制度にも民主的統制を利かせるためのディスクロージャの重要性を訴えてこられたが、実際には、行財政の「パッチワーク」的な、半ば自己目的化した情報公開により、却って「混沌」状態を招くことになった。そこで先生は、行財政の公開情報をモニタリングしコーディネートするメタ情報の必要性を唱えられた。

さらに、新たな行財政リスクへの向き合い方とそこへの民主的統制の利かせ方に関する先生のご研究の一端を記すとすると、例えば、民間・NPO・地縁団体も交えた水平的な自治体間連携の事例を分析し、その課題を法的・財政的

²⁰ 宮脇・前掲注(7)論文、28～30頁。

²¹ 宮脇淳(2017)「自治体経営・1980年代以降の理論と実践(第2章)」宮脇淳編著『自治体経営リスクと政策再生』東洋経済新報社、63～70頁。

側面から検討するとともに、公的・私的領域のガバナンスの脆弱性について、協定等とそれに基づく運営の実態から検証されたものがある。その結果、存在が明らかになった協定等の法的性格の理解の齟齬、すなわち、関係者間にある行政処分的認識から委任的認識までの大きな齟齬が、連携における機能・責任・リスクの分担にも影響を与えていることを明らかにされた。

また、先生はPPP/PFI（民間資金活用による社会資本整備）の研究にも取り組まれた。例えば、総務省によれば2015年に全国で7万件以上（2015年時点、総務省調査）展開されていた指定管理者制度に基づく事業のガバナンス構造が極めて多様かつ脆弱であり、そのこと自体が、連携におけるコンプライアンスや自治体内部統制の面で深刻な課題を生じさせていることを指摘された²²。

さらに先生は、官民連携を、法的側面のみならずその形成過程にまで視野を広げて検証することで、官民連携の諸課題の要因が、①人的・財政的資源の制約と②リスクの実質的検証の欠如にあることを明らかにされた。このことは官民連携を不安定化させ、それが複数自治体に跨る圏域のものとなれば問題はさらに深刻化する。また、自治体と民間の連携による公共施設の管理運営の災害時連携事例を、自治体の所有権に基づく設置責任と民間の占有権に基づく管理運営責任の観点から分析し、機能・責任・リスクの分担の課題を明らかにされた。さらに、地域の「自助・共助・公助」の視点を含め、緊急時に指定管理等の連携関係を変更・解除することの法的・政策的課題を整理し、公共施設に避難した被災住民への対応を協定でいかに位置付けるかといった問題についても検討された²³。

5. おわりに

私が北大に赴任し宮脇先生にお会いして以来、先生には——市内のお洒落なお店での酒席を含め——様々な場面で温かくご指導・ご鞭撻いただいている。この場をお借りして、先生がこれまでに挙げられた教育・研究・社会貢献活動の成果に敬意を表するとともに、改めて御礼を申し上げて、今後のご自愛と益々

²² 宮脇淳編著（2019）『指定管理者制度問題解決ハンドブック』東洋経済新報社。

²³ KAKEN ホームページ（<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-16K03458/>）を参照。

のご健勝をお祈りしたい。

北大法学部や HOPS の日々の運営から目にも明らかなように、大学、なかならず国立大学が今後、実務や社会や政治・行政との間でいかなる関係性を築きながら——うまく「連携」しながら——教育と研究の成果を挙げていくかは、私たちにとってますます難しい課題となっていくだろう。先生にはその豊富なご経験と洞察力と実践力で、今後もお教えを請うことがあると考えている。

以下では、宮脇先生のご経歴・ご業績等のリストを掲載する。なお、取りまとめに当たっては、法学部庶務担当主任・渡邊武彦さん、同教務担当事務職員・佐藤豪さん、HOPS 院長室事務補佐員・原田朋子さんの協力を得た。紙幅の都合によりここで省略せざるを得なかった分については、『年報公共政策学（第16号）』の記事をご参照ください。

【宮脇淳教授の経歴】

- 1956（昭和31）年10月 東京都に生まれる
- 1979年 3 月 日本大学法学部管理行政学科 卒業
- 1979年 4 月 参議院事務局委員部 参事（～1982年 8 月）
- 1982年 9 月 同予算委員会調査室 調査員（～1983年 3 月）
- 1983年 4 月 経済企画庁物価局物価調査課（～1985年 3 月）
- 1985年 4 月 参議院予算委員会調査室 調査員（～1990（平成2）年 3 月）
- 1990年 4 月 株式会社日本総合研究所調査部 副主任研究員（～1991年 3 月）
- 1991年 4 月 同 主任研究員（～1996年 3 月）
- 1996年 4 月 北海道大学法学部 教授（～1998年 3 月）
- 1998年 4 月 株式会社日本総合研究所調査部 主席研究員（～9 月）
- 1998年10月 北海道大学法学部 教授（～2000年 3 月）
- 2000年 4 月 同大学院法学研究科 教授（～2005年 3 月）
- 2005年 4 月 同大学院公共政策学連携研究部 教授（～2014年 3 月）
- 2005年 4 月 同大学院公共政策学連携研究部・教育部長（～2007年 3 月）
- 2011年 4 月 同大学院公共政策学連携研究部・教育部長（～2013年 3 月）
- 2014年 4 月 同大学院法学研究科 教授（～2017年 3 月）
- 2017年 4 月 同大学院公共政策学連携研究部 教授（～2022（令和4）年 3 月）

【所属学会】

- 地方財政学会
- 日本計画行政学会
- 地方自治学会
- 日本財政学会

【主たる社会貢献】

- 1997年4月～2001年3月 北海道庁政策評価委員会 会長
- 1998年4月～2004年3月 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会 臨時委員
- 2000年4月～2001年3月 東京都杉並区 PFI 委員会 委員長
- 2001年1月～現在 日本 PFI 協会 理事
- 2001年7月～2003年10月 千葉市 PFI 委員会 委員長
- 2001年11月～2003年10月 国立大学協会 常置委員
- 2002年4月～2003年3月 札幌市 PFI 委員会 委員長
- 2002年4月～2007年9月 内閣府行政効率化・減量化会議 委員
- 2002年4月～2006年3月 内閣 特殊法人等改革推進本部参与会議 参与
- 2002年10月～2003年10月 兵庫県 PFI 委員会 委員長
- 2003年4月～現在 日本計画行政学会北海道支部 理事
- 2003年9月～2004年7月 北海道 PFI 委員会 委員長
- 2003年10月～2004年4月 内閣府郵政民営化推進会議 委員
- 2003年10月～2004年3月 埼玉県行政改革推進会議 委員
- 2004年3月～2005年3月 北海道開発局 PFI 委員会 委員長
- 2004年3月～2005年3月 北海道財務局 PFI 委員会 委員長
- 2004年5月～2005年3月 札幌市出資団体評価委員会 委員長
- 2004年5月～2005年3月 内閣官房 参与
- 2007年3月～2009年11月 内閣府地方分権改革推進委員会 事務局長
- 2010年4月～2011年3月 神戸市外郭団体改革委員会 委員長
- 2010年10月～現在 小牧市戦略会議 オブザーバー
- 2011年2月～現在 北海道管区行政評価局評価委員会 委員
- 2011年2月～2019年2月 国土交通省国土審議会北海道部会 委員
- 2011年2月～2019年2月 国土交通省国土審議会 委員

- 2011年 7 月～ 2013年 3 月 小牧市総合計画審議会 会長
- 2012年 4 月～ 2014年 3 月 大学基準協会 公共政策大学院評価委員
- 2012年10月～ 2014年 9 月 名古屋市大都市制度研究会 委員
- 2014年 2 月～ 現 在 北海道管区行政評価局行政苦情処理委員会 委員
- 2014年 3 月～ 現 在 文部科学省法科大学院加点審査委員会 委員
- 2014年 4 月～ 現 在 日本経営協会 評議員
- 2014年 5 月～ 2015年 1 月 柏市総合計画審議会 専門委員
- 2014年 6 月～ 2016年 3 月 総務省第三セクター等あり方研究会 座長
- 2014年 7 月～ 2015年 3 月 中野区基本構想審議会 座長
- 2014年 7 月～ 2016年 3 月 総務省下水道財政のあり方研究会 座長
- 2015年 6 月～ 現 在 政策コンテンツ交流研究会 コアメンバー幹事
- 2015年 8 月～ 2016年 3 月 総務省公営企業経営健全化研究会 委員
- 2015年12月～ 2017年 3 月 文部科学省中央教育審議会（大学分科会）専門委員
- 2016年 1 月～ 2016年12月 文部科学省国立大学会計基準研究会 委員
- 2016年 4 月～ 現 在 ほくとう総研 評議員
- 2018年 4 月～ 2018年12月 中野区役所外部評価委員会 委員長
- 2018年 9 月～ 2020年10月 中野区役所まちづくり区民会議 有識者委員
- 2019年 1 月～ 2019年10月 中野区役所基本構想審議会 会長
- 2019年 3 月～ 2019年10月 鎌ヶ谷市総合計画審議会 会長
- 2020年 4 月～ 現 在 大学基準協会公共政策大学院 評価委員
- 2021年11月～ 現 在 内閣府 V-RESAS 等の次世代データ利活用支援ツールの検討に向けた基礎調査研究会 座長

【研究業績】

(1) 著 書

1. 『財政投融资の改革：公的金融肥大化の実態』（東洋経済新報社、1995年）
2. （宮下忠安との共著）『財政システム改革：見えざる「官の聖域」を解剖する』（日本経済新聞社、1995年）
3. （岩田一政・吉野直行・池尾和人・高橋洋一・深尾光洋・岩本康志・中北徹との共著）『財政投融资の経済分析』（日本経済新聞社、1998年）
4. （北海道町村会企画調査部との共著）『金融改革と地方自治体：改革の時代

- の自治を問う』(北海道町村会、1998年)
5. 『行財政改革の逆機能』(東洋経済新報社、1998年)
 6. (北海道町村会企画調査部との共著)『財政運営と公会計制度：地方自治と社会資本の視点から』(公人の友社、1999年)
 7. 『「公共経営」の創造：地方政府の確立をめざして』(PHP 研究所、1999年)
 8. (山口二郎・木佐茂男・畠山武道・小沢典夫・Pitschas Rainer との共著)『自治と政策』(北海道大学図書刊行会、2000年)
 9. 『機能重視型政策の分析過程と財務情報』(公人の友社、2000年)
 10. (梶川幹夫との共著)『「独立行政法人」とは何か：新たな公会計制度の構築』(PHP 研究所、2001年)
 11. 『財政投融资と行政改革』(PHP 研究所、2001年)
 12. (北海道町村会企画調査部との共著)『北海道経済の戦略と戦術』(公人の友社、2002年)
 13. (田中康夫・小野有五・佐和隆光・山口二郎・渡辺綱男・吉田文和との共著)『市民がつくる公共事業』(岩波書店、2003年)
 14. 『公共経営論』(PHP 研究所、2003年)
 15. (富士通総研推進室との共著)『PPP が地域を変える：アウトソーシングを超えて：官民協働の進化形』(ぎょうせい、2005年)
 16. (北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター編)『地方債・交付税改革と道州制』(2006年)
 17. (眞柄泰基との共著)『水道サービスが止まらないために：水道事業の再構築と官民連携』(時事通信出版局、2007年)
 18. (佐野修久との共編著)『公共サービス改革(自治体経営改革シリーズ第3巻)』(ぎょうせい、2009年)
 19. (佐野修久との共編著)『公有資産の改革(自治体経営改革シリーズ第4巻)』(ぎょうせい、2009年)
 20. 『自治体戦略の思考と財政健全化(自治体経営改革シリーズ)』(ぎょうせい、2009年)
 21. 『創造的政策としての地方分権：第二次分権改革と持続的発展』(岩波書店、2010年)
 22. 『第三セクターの経営改善と事業整理』(学陽書房、2010年)
 23. 『政策を創る！考える力を身につける！「政策思考力」基礎講座』(ぎょうせい、2010年)

せい、2011年)

24. 『図解 財政のしくみ (Ver.2) : いっきにわかる財政危機の本質と問題点』
(東洋経済新報社、2012年)
25. (若生幸也との共著) 『地域を創る! 「政策思考力」入門編』 (ぎょうせい、
2016年)
26. (佐々木央・東宣行・若生幸也との共著) 『自治体経営リスクと政策再生』 (東
洋経済新報社、2017年)

(2) 主要論文

1. 「1983年 OECD 経済見通し : OECD ECONOMIC OUTLOOK No.32
DECEMBER 1982より」『立法と調査 (116)』 (1983年) 53-60頁。
2. 「予算と法律:不一致回避への試案」『立法と調査 (131)』 (1985年) 10-14頁。
3. 「昭和61年度予算審議を振り返って : 噛み合わぬ経済・財政論議 (104国会
回顧特集)」『立法と調査 (135)』 (1986年) 19-24頁。
4. 「転換期を迎えた日本経済と財政再建 : 2つの難問抱える61年度予算」『立
法と調査 (132)』 (1986年) 1-10頁。
5. 「緊縮財政を転換した昭和62年度補正予算 (109国会回顧特集) テーマ別に
論議を追って」『立法と調査 (143)』 (1987年) 3-6頁。
6. 「避けられない財投制度の見直し : 予算・財投一体化の実態」『立法と調査
(149)』 (1987年) 7-14頁。
7. 「解消求められる予算の空白 : 暫定期間後の空白を迎えて」『立法と調査
(155)』 (1989年) 1-7頁。
8. 「構造改革のカギ : 財政投融资」『アナリスト (365)』 (1995年) 4-12頁。
9. 「はじめての「近代」 : 地方分権」『地方自治 (574)』 (1995年) 2-13頁。
10. 「逆機能の堆積と財政投融资 (特集 : 財政・金融改革と計画行政)」『計画行
政 (19(4))』 (1996年) 14-19頁。
11. 「財政民主主義の再生を (特集 : 橋本「行革」批判)」『世界 (638)』 (1997年)
92-98頁。
12. 「特殊法人と財政投融资 : エイジェンシー制度とビッグ・バン (特集 : 国
家財政改革)」『ジュリスト (1109)』 (1997年) 25-31頁。
13. 「データ解説 : 公共事業の全体像 : 仕組み・病根・改革の方向性 (特集 : 「公
共事業」の時代は終わった)」『世界 (654)』 (1998年) 76-87頁。

14. 「エイジェンシー制度と地方自治(特集:都市経営)」『都市問題研究(50(4))』(1998年) 56-66頁。
15. 「地方分権:市民からの法(12) 自治体財政論と公共事業」『法学セミナー(519)』(1998年) 98-101頁。
16. 「官民パートナーシップ」『自立経済社会の構想』(日本経済新聞社、1999年) 50-72頁。
17. 「地方財政悪化が地域金融機関との関係変える(特集:地公体取引が変わる)」『金融財政事情(50(38))』(1999年) 20-23頁。
18. 「経営危機の第三セクター再生への道(特集:第三セクターは甦るか!? : 分権時代の「第三セクター再生」へのストラテジー)」『地方分権(6)』(1999年) 18-19頁。
19. 「税財源配分から見た社会資本整備改革のあり方(特集:成熟社会の社会資本整備)」『自治体学研究(79)』(1999年) 18-23頁。
20. 「開発型第三セクターの破綻処理策」『都市問題(90(4))』(1999年) 63-72頁。
21. 「財政政策の意思決定」『政策危機と日本経済』(日本評論社、2000年) 141-168頁。
22. 「地方政府の確立と地方分権をめざして:(3)「政策法務力」拡充の基本はNPM 理論」『地方行政(9322)』(2000年) 2-6頁。
23. 「土地開発公社の抱える問題と財産処分(特集:普通財産(土地)の処分と活用)」『地方財務(553)』(2000年) 22-30頁。
24. 「地方財政の現状と展望」『地方債月報(253)』(2000年) 4-9頁。
25. 「財政投融资改革が財政運営、政策展開に与える影響(特集:財政投融资改革の影響と評価)」『ジュリスト(1180)』(2000年) 46-52頁。
26. 「東京都の新税導入と自治体独自税制の論点」『税理(43(5))』(2000年) 2-6頁。
27. 「財政投融资が財政運営、政策展開に与える影響」『ジュリスト(1180)』(2000年) 46-53頁。
28. 「行財政改革とグローバル化」『航政研シリーズ(403)』(2001年) 1-28頁。
29. 「特殊法人と財投改革の影響(特集:「小泉改革」の地方財政への影響)」『地方財務(568)』(2001年) 35-38頁。
30. 「土地開発公社の経営健全化に向けて(特集:再検証!土地開発公社)」『地方財務(561)』(2001年) 30-35頁。
31. 「財政投融资制度が行財政運営等に与える影響の考察」『北大法学論集 北法72(6・304)1966

- (51(5))』(2001年) 1-49頁。
32. 「グローバル化の中の地方財政」『都市問題研究(54(2))』(2002年) 66-77頁。
33. 「地方分権化の動向と今後の課題」『運輸と経済(62(2))』(2002年) 22-28頁。
34. 「財政金融と政策」山口二郎・遠藤乾・山崎幹根編著『グローバル化時代の地方ガバナンス』(岩波書店、2003年) 21-42頁。
35. 「金融市場と地方自治」山口二郎・遠藤乾・山崎幹根編著『グローバル化時代の地方ガバナンス』(岩波書店、2003年) 65-84頁。
36. 「社会資本整備と市場」『地方財政改革』(有斐閣、2003年) 207-237頁。
37. 「財政投融资改革の評価と特殊法人改革」『金融(678)』(2003年) 8-13頁。
38. 「中間的制度改革の必要性と財政情報改革(特集:政策決定の透明性と明確性を目指して)」『公共政策研究(3)』(2003年) 68-78頁。
39. 「地域経済社会自立のための改革を(特集:「骨太方針2004」への対応:国庫補助金削減案作成の留意事項と自治体職員へのメッセージ)」『地方財務(602)』(2004年) 67-70頁。
40. 「行政改革と政策決定及び補佐組織」『北大法学論集(55(2))』 289-306頁。
41. 「NPMにおける協働の位置づけ」『聖学院大学総合研究所紀要(32)』(2004年) 129-149頁。
42. 「負債管理と自治体の責任:夕張市の事例をふまえて(特別企画:破綻法制と地方債) 再生型破綻制度をめぐる論点整理」『地方財務(625)』(2005年) 2-9頁。
43. 「暗黙の政府保証から信用の自己形成への移行プロセス:破綻法制・地方債・交付税・税源移譲の段階的改革(特集:地方財政制度の変革)」『金融財政事情(57(13))』(2006年) 12-16頁。
44. 「特別企画:総務省「新しい地方財政再生制度研究会」最終報告の内容と考え方」『地方財務(632)』(2007年) 2-9頁。
45. 「地方財政健全化に向けた新制度の意義と課題」『地域政策(24)』(2007年) 6-11頁。
46. 「地方行財政改革の方向性(特集:地方行財政改革の推進)」『都市問題研究(59(2))』 59-69頁。
47. 「財政と政治:議論の二極分化とテクノクラシーの限界」辻康夫・松浦正孝・宮本太郎編著『政治学のエッセンシャルズ:視点と争点』(北海道大学出版会、2008年) 37-46頁。

48. 「財政改革：改革のグレードと公共選択」辻康夫・松浦正孝・宮本太郎編著『政治学のエッセンシャルズ：視点と争点』（北海道大学出版会、2008年）214-223頁。
49. 「改革の第一歩は事業意義の精査から（特集：三セク・公社改革待ったなし）」『金融財政事情（59(47)）』（2008年）10-14頁。
50. 「今、なぜ改革が必要なのか（特集：待ったなし！第三セクターの改革）」『地方財務（654）』（2008年）2-11頁。
51. 「地方財政健全化法と自治体運営」『地方財務（644）』（2008年）1-11頁。
52. 「地方分権改革の新展開と地方政府の確立」『年報行政研究（43）』（2008年）22-42頁。
53. 「第二次地方分権改革の基本理念に関する考察：「中間的な取りまとめ」から見る分権改革の理念と方向性」『年報公共政策学（2）』（2008年）37-82頁。
54. 「地域主権の価値体系、政策の優先順位を示せ（特集：政権交代、変わる財政運営）」『金融財政事情（60(40)）』（2009年）22-26頁。
55. 「地方分権改革推進委員会の混沌的輻輳」『地域政策（34）』（2010年）14頁。
56. 「鳩山政権と第二次地方分権改革の行方（特集：第2期地方分権改革のゆくえ）」『都市問題研究（62(1)）』（2010年）3-15頁。
57. 「神戸市外郭団体改革先駆的取り組みと地方財政の本質的課題」『地方財務（689）』（2011年）2-15頁。
58. 「神戸市外郭団体改革先駆的取り組みと地方財政の本質的課題：三セク債活用と特優賃、公有地信託の制度的問題点」『地方財務（689）』（2011年）118-131頁。
59. 「創造的政策を目指す地方自治」『ガバナンス（151）』（2011年）18-21頁。
60. 「大都市制度・特別区制度改革と地方行財政（上）政令指定都市制度」『地方財務（702）』（2012年）39-50頁。
61. 「行政体制のパワーシフト（特集：揺れる3層制：国と地方は真に対等か）」『ガバナンス（136）』（2012年）21-23頁。
62. 「第三セクター損失補償契約：最高裁判決に関する検証（2011.10.27）」『地方財務（691）』（2012年）61-71頁。
63. 「損失補償契約、三セク債に関する政策的思考による課題検証：神戸市外郭団体改革の実証的分析」『年報 公共政策学（6）』（2012年）75-92頁。
64. 「財政規律と創造型政策力（特集：自治体の政策実現力とガバナンス）」『ガ

- バランス (149)』(2013年) 17-20頁。
65. 「基礎自治体の政策評価の現状と課題：政策進化のための創造的政策評価」『評価クォーターリー (25)』(2013年) 2-19頁。
66. 「自治体における外郭団体の経営改革について」『都市政策 (152)』(2013年) 4-11頁。
67. 「基本構想・基本計画と首長マニフェスト」『ガバナンス (155)』(2014年) 86-95頁。
68. 「三セク改革債の発行期限に経過措置を設ける理由」『金融財政事情 (5)』(2014年) 38-43頁。
69. 「第三セクター等の新たな視点」『地方財務 (712)』(2014年) 20-25頁。
70. 「地方の知恵と政策創造の時代」『ガバナンス (162)』(2014年) 18-21頁。
71. 「明日の地方創生」一般財団法人土地総合研究所編『明日の地方創生を考える』(東洋経済新報社、2015年) 208-223頁。
72. 「下水道財政の今後のあり方：構造的課題の克服、経営戦略の重要性」『地方財務 (737)』(2015年) 2-15頁。
73. 「地域の持続性確保に向けて取り組む年に(特集：「地方行財政」2014年の三大ニュースと2015年の展望)」『地方財務 (727)』(2015年) 68-73頁。
74. 「明日の地方創生を考える(特集：明日の地方創生を考える)」『土地総合研究 (23(3))』(2015年) 104-112頁。
75. 「地方公営企業改革と転換期の下水道事業」『地方財務 (731)』(2015年) 2-14頁。
76. (若生幸也と共著)「自治体経営の構想力と PDCA サイクル」『ガバナンス (173)』(2015年) 16-18頁。
77. 「政策課題への一考察(第2回) 財務・政策のリスクの見える化」『地方財務 (743)』(2016年) 223-227頁。
78. 「地方公営企業改革と転換期の下水道事業」『年報公共政策学(10)』(2016年) 125-140頁。
79. 「政策開発と自治体間競争(特集：再考・自治体間競争)」『ガバナンス (199)』(2017年) 18-20頁。
80. 「自治・地域再興(No.27) 単純な分権か集権かの議論を超えてミルフィュー型も視野に」『ガバナンス (194)』(2017年) 1-4頁。
81. 「自治体経営と民間化政策の行方(人口減少時代における都市の公共サー

- ビスのあり方)』『都市とガバナンス (27)』(2017年) 25-35頁。
82. 「評価についての講演概要：行政経営の進化と創造的批判の行政評価」『評価クォーターリー (40)』(2017年) 29-41頁。
83. 「リスク対応の自治体経営へ(特集：「地方行財政」2016年の三大ニュースと2017年の展望)」『地方財務 (751)』(2017年) 57-62頁。
84. 「政策課題への一考察(第32回) 政策情報と政策コミュニケーション」『地方財務 (773)』(2018年) 213-217頁。
85. 「政策課題への一考察(第30回) 北海道日本ハムファイターズの移転議論が地域政策に示唆するもの」『地方財務 (771)』(2018年) 189-193頁。
86. 「構想力の原点とリスク認識(特集：自治体職員の「構想力」)」『ガバナンス (222)』(2019年) 17-19頁。
87. 「第三セクターの本質的問題と進化に向けた課題(特集：第三セクターのこれまでとこれから：鉄道を中心に) 第三セクターの歴史的経緯と基本的論点」『運輸と経済 (79(2))』(2019年) 22-27頁。
88. 「政策課題への一考察(第35回) 第三セクターのガバナンスと自治体の内部統制」『地方財務 (776)』(2019年) 229-233頁。
89. 「ウィズコロナ時代の地方創生(特集：地方創生ネクストステージ：コロナ禍の先を見据えて)」『ガバナンス (233)』(2020年) 14-16頁。
90. 「政策開発と情報分権(特集：地方分権一括法施行20年：その成果と展望：首長・職員編)」『ガバナンス (228)』(2020年) 20-22頁。
91. 「指定管理者制度のジレンマと災害対応」『年報公共政策学 (14)』(2020年) 77-102頁。
92. 「コロナ禍における地域政策の選択肢(特集：コロナ禍時代の地方創生について考える)」『Ehime Center for Policy Research (2)』(2020年) 3-11頁。
93. 「官民連携の財務・災害時問題と行政評価：自治事務たる指定管理者制度の信頼性」『評価クォーターリー (56)』(2021年) 2-22頁。

(3) 競争的資金等

1. 財政投融资制度を中心とした財政と金融の関係について(1995年度)
2. 安全保障とネオ・リベラル統合：NATO = EU 体制と安保 = アジアフュージョンの研究(科学研究費補助金・基盤研究A、研究代表者：中村研一、1999～2001年度)

3. 独立行政法人財務会計・監査制度の地方自治体予算会計及び評価制度に対する実践的応用研究（科学研究費補助金・萌芽研究、2001～2002年度）
4. 民間化政策における制度と組織問題について（2002年度）
5. グローバリゼーション時代におけるガバナンスの変容に関する比較研究（科学研究費補助金・学術創生研究費、研究代表者：山口二郎、2002～2006年度）
6. 地球市民社会の政治学（科学研究費補助金・基盤研究A、研究代表者：中村研一、2002～2005年度）
7. 変革期の立法過程における立法補佐体制の実証的・総合的研究（科学研究費補助金・基盤研究B、研究代表者：岡田信弘、2003～2004年度）
8. 変革期における新たな立法動向と多元的立法過程に関する比較的・総合的研究（科学研究費補助金・基盤研究A、研究代表者：岡田信弘、2005～2008年度）
9. 国と地方自治体の機能・制度・組織の関係について（2006年度）
10. 地方分権改革の制度・政策研究（2007年度）
11. 政策と意思決定メカニズムについて（2007年度）
12. 分権型行財政システムにおける財政調整の合意形成に関する調査研究（科学研究費補助金・基盤研究A、2009～2011年度、石井吉春・遠藤乾・木村真・山崎幹根・林成蔚・若松邦弘と共同）
13. 大都市制度の国際比較と日本の行政体制（2010～2013年度）
14. 地方行財政と金融機関との契約関係・損失補償、公有地信託等について（2011～2014年度）
15. 外郭団体改革の財政・金融・司法の融合的実証分析による新たな地方財政運営創造の研究（科学研究費補助金・挑戦的萌芽研究、2012～2014年度、若生幸也と共同）
16. 人口問題に対して頑強で持続可能なローカルガバナンスに関する行財政論的研究（科学研究費補助金・基盤研究C、2016～2018年度、村上裕一・山崎幹根・若生幸也と共同）

（以上）